

# 11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、  
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、  
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。



大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!  
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や  
急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



しわ寄せ防止  
特設サイト

- ・労働局、労働基準監督署では、下請等中小事業者から、「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合には、相談情報を地方経済産業局に情報提供しています。
- ・下請事業者に対する監督指導において、労働基準関係法令違反が認められ、背景に親事業者による下請法等違反行為の存在が疑われる場合には、公正取引委員会、中小企業庁に通報しています。